落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年4月25日　契約責任者　日本郵便株式会社　不動産部担当執行役員　井上　　進

（東京都千代田区霞が関１－３－２）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

①73　②不動産開発事業に係るコミュニケーション活動関連業務等委託　③購入等　④随意　⑤26. 3. 26　⑥株式会社アサツーディ・ケイ（東京都中央区築地１―13―１）　⑦予定492,480,000円　⑧26. 3. 6　⑨ｂ「排他的権利の保護」

報　　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月25日

独立行政法人労働者健康福祉機構

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14

１　改正された規則の名称等

特定調達契約事務取扱いに関する達

２　規定の掲載先

http://www.rofuku.go.jp/tabid/444/Default.aspx

３　この公表に関する問合せ先

独立行政法人労働者健康福祉機構経理部契約課

ＴＥＬ044―556―9852（直通）

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月25日

独立行政法人都市再生機構

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　14

１　改正された規程の名称等

物品等又は特定役務の調達契約に係る事務の取扱いについて

（http://www.ur-net.go.jp/order/kiteitou.html　参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人都市再生機構経理資金部契約監理チーム

電話045―650―0305

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年４月25日

独立行政法人環境再生保全機構

◎調達機関番号　589　◎所在地番号　14

１　改正された規程の名称

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める細則

２　規程の掲載先

http://www.erca.go.jp/erca/chotatsu/pdf/seihuchotatsu.pdf

３　規程を入手するための問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課

電話番号044―520―9529（直通）

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項、政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続きの改正を次のとおり公表する。

平成26年４月25日

日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

◎調達機関番号　109、125、126

◎所在地番号　13、27

政府調達に関する協定、政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受ける物品等及び建設サービスの調達手続きに関する事務の取扱いについて

「政府調達に関する協定の適用を受ける物品等及び建設サービスの調達手続きに関する事務の取扱いについて」の一部を次のように改正する。

「１　趣旨」中「協定（以下「協定」という。）」の下に「、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）」を加え、「協定の適用」を「協定又は改正協定の適用」に改める。

「２　定義」中「協定の附属書日本国の付表４」を「改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表６」に改める。

「３　適用範囲⑴」中「協定の対象となるもの（以下「対象契約」という。）について適用する。」を「協定又は改正協定の対象となるもの（以下「対象契約」という。）について適用する。なお、協定、改正協定及び附属書I日本国付表の規定により適用範囲から除外されている調達については、本手続きを適用しない。」に改め、「協定の附属書」を「改正協定の附属書Ⅰ」に改める。

「５　競争参加資格等⑶」中「当該協定」を「当該協定又は改正協定」に改める。

「６　入札公告⑵」中「一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日以上」を「一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで」に改める。

「７　入札説明書の内容⑴」中「ハ　契約の条件」の次に「ニ　調達手続きにおいて電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項」を加え、「ニ　その他必要事項」を「ホ　その他必要事項」とする。

「８　入札の方法」中「郵便」の下に「、もしくは電子的手段」を加える。

「12　落札情報等の提供」の次に次の一条を加える。

13　その他　本調達手続きは、改正協定が日本で効力を生ずる日から少なくとも協定全締約国において改正協定が効力を生ずる日まで実施する。本調達手続きの実施日前に公告等の手続きを開始した調達に関する契約で同日以降に締結されるものについては適用しない。